

広 報



No. 124号

'79

3月号

■発行/鹿部村 ■編集/企画管財課 ■製作/久保内印刷



青空に舞う凧

恒例になった子供会のたこあげが、三月四日、鹿小グラウンドでおこなわれました。

この日は、たこあげがおこなわれるとあって、きれいに暗れあがり、子供達は自分でつくったたこを楽しそうにあげていました。



北海道知事 選挙の投票日です

4月8日は 北海道議会議員

◎入場券は届きましたか

入場券は、もうお受け取りになりましたでしょうか。まだ受けとっていない人は、すぐ選挙管理委員会にお申し出下さい。

受けとった入場券は投票をする時必ず投票所へ持参し提示して下さい。

又、入場券の氏名、住所等記載してある事項を確認して下さい。もしまちがいがあつたり、疑問な点がありましたら役場内選挙管理委員会にお問い合せ下さい。

◎投票用紙、投票の順序をまちがえないように

投票用紙はまちがえないで下さい。まちがえるとせっかく投票しても無効となります。

知事は薄青色に黒色刷

道議は 白色 に黒色刷

又投票は二回行ないません。

先に知事の投票をしそれを投票箱に入れてから道議の投票用紙を交付します。

『きけんして
だれにまかすか
北海道!!』

◎投票日に都合により投票できない人は不在者投票を!

投票日に仕事や旅行、病気等の都合で投票できない人は不在者投票をすることが出来ます。

手続はかんたんです。印かん、入場券を持参の上役場内選挙管理委員会までおいで下さい。

又すでに出張や仕事の都合や入院等で鹿部村にいない方も行き先の町村や入院先の病院（できない病院もある）で不在者投票をすることが出来ますので、ご家族の方は本人にお知らせして下さい。

○不在者投票のできる期間

知事 — 三月十四日—四月七日

道議 — 三月二十七日—四月七日

・不在者投票のできる時間

八時三十分—午後五時

毎日です。(日曜、祭日でも不在者投票が出来ます)

十一

◎棄権しないで必ず投票しましょう

北海道知事及び道議会議員選挙は、私達の道政に参加するまたとないチャンスです。棄権しないで必ず投票しましょう。

四月八日は「あすの北海道」を決める大切な日です。



投票日
…この日は雨がふっても雪がふっても…



良く聞き
良く見て
良く選べ

◎投票所内での注意

○投票所内での立話しや長話し、特に候補者のうわさなどをしないように。

○投票が終わった人は、速やかにお帰り下さい。

○代理投票をする人を投票所の記載台まで連れてこなくてもよいです。投票所内では係員にまかせて下さい。

○記載台で自分の記載する候補者の名前を口に出さないで下さい。
○当日酒をのんで来て、投票に迷惑をかけることのないようにして下さい。このような場合は、場内監視員により退去させられることがあります。

◎投票のできる人でできない人

次の要件を満たしている人は投票ができます。但し公民権を停止されている人や、禁治産者の宣告を受けている人は、投票できません。

要件

- ①昭和三十四年四月九日以前に生まれた人。
②昭和五十三年十二月十二日以前に転入届をし引続き住所を有している人。

尚昭和五十三年十二月十三日以

降に本村に転入届をされた人は、前住所地の市町村で投票できます。但しその際に、「引続き本村に住所を有することの証明書」を持っていかねばなりません。この証明書は投票民生護戸籍係の窓口で発行しています。

はた本村より昭和五十三年十二月八日以降に転出された人は本村で投票できますがその際には、所在する市町村長の証明書が必要となります。

- ※次の人は投票できません。
①道外に転出した方
②転出後四ヶ月に満たないが二ヶ所以上住所を異動した人

◎みんなで選挙をきれいにしましょう

選挙をきれいにするには、お金や物、善理や人情に惑わされないことが大切です。

ところが現実はどうでしょうか、残念ながら、まだまだたといわざるをえません。
そこで候補者はもちろん、私たち有権者もルールを守って、貴重な一票を汚さない、きれいな選挙を推進しましょう。

◎棄権防止の為

サイレンの
吹鳴をいたします

四月八日の投票日には、棄権防止のため、次のとおりサイレンを吹鳴いたします。火災とまちがえないように注意下さい。

- サイレンの吹鳴時間
・午前七時（投票開始）
・正午
・午後二時
・午後五時（投票終了一時閉鎖）

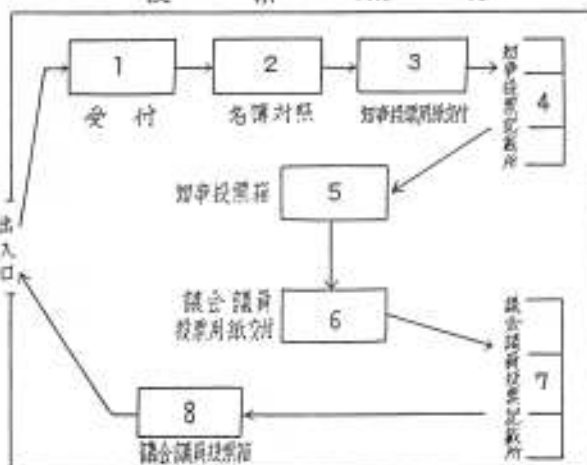
◎投票所決る

鹿部村選挙管理委員会では次の場所に投票所を決定しました。おまらがえのないようにして下さい。

- 第一投票所 大岩生活改善センター
第二投票所 シンベ集会所
第三投票所 鹿部会館
第四投票所 鹿部村役場
第五投票所 本別集会所（旧本別青年研修所）
第六投票所 出来岡会館

投票は2回行います

投票順序



“林業改善資金制度の活用を”

林業経営の改善、林業労働災害の防止、林業後継者の養成確保等を進める制度の一つに「林業改善資金貸付制度」があるのを御存知ですか。この制度は、道が「無利子」で貸付けするもので、貸付条件は下記のとおりです。

資金の種類	貸付けの対象者	貸付けの限度額	償還期間	
林業生産高度化資金	団地間伐促進資金	森林所有者、森林組合、森林経営を営む会社、市町村等	間伐を実施する森林1ヘクタールにつき 35万円	5年以内
	技術導入資金	上記のほか素材生産業者、種苗生産業者等	リモコン集材機1セットにつき…………… 490万円 苗木木替用機械1セットにつき…………… 100万円 ミスト装置利用育苗施設1セットにつき 180万円 林内作業用トラクター1台につき…………… 400万円 モノレール1セットにつき…………… 210万円 単線循環式軽架線1セットにつき…………… 190万円	5年以内
	間伐材高度利用施設資金	森林組合、木材製造業を営む者等	バーカ1セットにつき…………… 500万円 ツイン丸のこ盤1セットにつき…………… 500万円	5年以内
	特認間伐施設資金	上記と同じ	くい先切削機1セットにつき…………… 110万円 くい木くん焼機1セットにつき…………… 30万円 焼くい研ま機1セットにつき…………… 50万円	5年以内
林業労働安全衛生施設資金	安全生産施設資金	森林所有者、造林業者、素材生産業者、林業労働従事者、森林組合、林業を営む会社等	防振チェーンソー1台につき…………… 18万円 防振携帯用刈払機1台につき…………… 6万円 電動式刈払機1台につき…………… 35万円 自走式刈払機1セットにつき…………… 140万円 油圧式立木伐倒機1セットにつき…………… 350万円 自動枝打機1台につき…………… 100万円 玉切り装置1セットにつき…………… 200万円	5年以内 (据置期間 2年以内)
	負荷除去等施設資金	上記と同じ (ただし、林業労働従事者を使用する者が主な借受主体となる)	暖房装置付き人員輸送用自動車 1台につき…………… 120万円 振動障害予防器具1セットにつき…………… 33万円 無線機器1セットにつき…………… 170万円 休憩施設1セットにつき…………… 100万円	7年以内 (据置期間 3年以内)
林業後継者等養成資金	研修教育資金	林業後継者たる青年、林業労働従事者、林業労働従事者を使用する者	研修期間1ヶ月以上 ・林業後継者、林業労働従事者1人につき7万円～15万円 ・林業労働従事者を使用するものにあつては、その使用する林業労働従事者1人につき13万円～27万円	3年以内 (1年以上の研修を受ける場合、据置期間1年)
	林業経営共同開始資金	林業後継者たる青年、林業後継者たる青年が組織する団体	林業後継者たる青年1人につき…………… 100万円 林業後継者たる青年が組織する団体にあつては、その構成員たる林業後継者たる青年1人につき…………… 100万円	5年以内 (据置期間 1年)

- 貸付申請書の提出期限 ・ 第1回 6月30日 ・ 第2回 10月31日 ・ 第3回 1月31日
- 提出先 鹿部村森林組合(役場産業課内)
- お問い合わせは 森林組合、林業指導事務所又は支庁林務課へ

保険料が四月から

三、三〇〇に

国民年金は、加入者が年をとったり、障害者となったり、母子家庭になったときに年金を支給して、生活の安定を図る制度です。このため、生活水準その他の事情に変動があったときには、年金額をみなおし、その充実改善を図ることとしています。

この改善によって、昨年七月に拠出年金、八月に福祉年金の年金額がそれぞれ引上げられ、今年も引上げが予定されています。

国民年金の受給者は、昭和五十二年度末で四百四十四万人おり、給付に必要な資金は、九千四百四十億円にもなっています。

この財源は、加入者が納入した保険料の積立金と国が負担する国庫金とでまかなわれています。そのため年金額が引上げられると、保険料の額の引上げも行われます。また、今後の受給者数は急激に増加する一方、加入者はほとんど横ばいと推計され、現在、加入者八人で一人の老人の年金をまかなっているものが、将来は二人で一人の年金をまかなわなければならなくなり、現在の年金水準を向上す

年金の請求は早めに

—年金の請求しない
と受けとれはせん—

るためにも、保険料の引上げが必要となり、昭和五十四年四月分から月額三千三百円に改正されます。今回の改正は安定した年金制度にするための措置ですので、この住組をご理解いただき、納め忘れのないよう心掛けて下さい。

国民年金の老齢年金、障害年金、母子年金などの給付は、加入期間、年齢、障害の程度、夫の死亡などの一定の要件を満たしている場合に支給されます。

ところが、これらの年金は、その年金を受けられる要件に該当したとしても、自動的に支給されるものではありません。

年金は受けることができる人からの裁定請求に基づいて、支給の決定がされることになっています。裁定請求が遅れると、古い時期の必要書類を整えることが困難になったり、時効により年金を受け

ることができなくなる可能性があります。

したがって年金を受けることができるようになったときには、速やかに役場民生課で、裁定請求を行う必要があります。

とくに障害年金で、最初が支給される程度の障害の状態ではなかったが、後から支給される状態になったような場合には、障害の程度などの要件のほか、役場民生課で裁定請求書を受付けた日が受給権発生の日となり、さかのぼって支給されませんので、請求が遅れるとそれだけ年金の受給開始が遅れることとなります。

加入請求の手続きは

お済みですか

昭和三十四年三月一日までに生まれた人：二〇歳になりました。

厚生年金、共済組合に加入している人、これらの方の配偶者及び学生以外の人は、国民年金に加入の手続きをしなければなりません。大正三十四年三月一日までに生まれた人：六五歳になりました。

国民年金に加入して保険料を納めていた人、免除を受けていた人は、老齢年金又は通算老齢年金の請求手続きをすると年金が受けら

れます。

明治四十二年三月一日までに生まれた人：七〇歳になりました。

国民年金を受けていない人、国民年金以外の年金、恩給を受けていても一定額以下であるときは、老齢福祉年金の請求をすると年金が受けられます。年金の加入、請求の手続きは、役場民生課の国民年金係でどうぞ。

税金コーナー

昭和五十四年度

国定資産税
軽自動車税の納期変更

国会において、地方税法が改正された場合、次のおり納期を変更する予定です。

国定資産税

一期分 五十四年四月一日

二期分 五十四年四月三十日

三期分 五十四年五月十日

四期分 五十四年五月三十一日に変更

とおりです。(七月、九月)

軽自動車税

定期分 五十四年四月十一日

五十四年四月三十日

五十四年五月一日

五十四年五月三十一日に変更

村税の納入に
ついてのお願い

村民の皆様には、日頃から納税について格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、各税金の納期も全部終了しましたが、未納額は別表のとおりです。中でも未納額が多い国民健康保険税は、国民健康保険に加入している皆さんの、病气やケガ等の治療費の支払いにあてるものです。

国民健康保険税の納入が悪いと国からの補助金を減額されることになっておりますので、完納されるようお願いいたします。

	調定額	収入額	未納額
一般税 (村民税、国定資産税、 軽自動車税)	現年度 半分	5,835	89,120
	滞納繰分	7,928	1,492
国民健康保険税	現年度 半分	83,814	72,607
	滞納繰分	9,196	4,421

漁港利用料を 納めましょう

助字も終漁期となり、これから小型漁船による操業が盛んになります。漁港利用料は、北海道漁港管理条例第十三条により、漁船を入港する前に納めることとなっております。これから漁港を利用する予定の方、または既に利用している方は、早急に利用料を納めるようお願いいたします。

なお、これから納められる利用料は、五十四年度の利用料であります。五十三年度分を納めていない方も同時に納入してください。利用料の使いみちは、漁港施設の軽易な維持補修等に利用されます。

動力漁船漁港利用料表

区分	利 用 料				
	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 9ヶ月未満	9ヶ月以上 1ヶ年まで
1トン未満	400 ^[1]	1,100 ^[1]	1,900 ^[1]	2,600 ^[1]	2,900 ^[1]
1トン以上3トン未満	600	1,700	2,900	3,900	4,400
3 * 5 *	800	2,200	3,800	5,200	5,800
5 * 10 *	1,400	3,800	6,400	9,000	10,000
10 * 15 *	2,000	5,400	9,400	13,200	14,600
15 * 20 *	2,600	6,800	12,000	16,600	18,400
20 * 30 *	4,800	12,600	21,800	30,200	33,600
30 * 40 *	6,000	16,200	28,200	39,000	43,400
40 * 50 *	7,800	20,600	35,600	49,200	54,800
50トン以上	9,600	25,600	44,400	61,600	68,400

※無動力船は、動力船の2分の1の額

上記料金表は、利用予定額を前納された場合のみに適用されますのでご注意ください。

道走一家 工藤恒



村の人口

(54,131現在)
は前月比です。

世帯数	1,222 (+5)
総人口	4,978 (-8)
男	2,500 (-2)
女	2,472 (-6)



みんなの力でシンナー遊びを退治しよう

「死を招くシンナー乱用 みんなで一掃」
シンナー等の乱用事案が、ここ数年急増し、少年の非行の特徴として大きな社会問題となつていまい。恐ろしいシンナー遊びを退治し、少年を健やかに育てましょう。

古い写真を お貸しください

村では今年開基百年を迎えました。これにあたり、明治・大正・昭和(三十年代頃まで)の諸行事・建築物・人物・漁業等の風俗写真を収集しています。

お貸しいただいた写真は、記念行事の資料や、村勢要覧等に広く効果的に活用させていただきます。

「こんなものもある」という方は、ご一報願います。
〔企画室財源〕

よろこび かなしみ

☆おくやみ

もうしあげます

木村 倫子 成 幸 宮 浜
川口 優 正 勝 川
佐藤 宏美 幹 雄 鹿 部
野田 咲子 等 本 別

高橋 ハギ 七七歳 鹿 部
工藤 トミ 八四歳 *